

中間検査に関する契約書

1. 株式会社仙台都市整備センター（以下「センター」という。）は、申込書及び添付図書に記載された建築物及びその敷地が建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の4の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合しているかについて検査し、適合している場合は中間検査合格証を交付する。
2. 建築主は、センターが中間検査業務を行う際に、当該申請に係る建築物等、建築物等の敷地又は工事現場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない。
3. 建築主は、センターの請求があるときは、センターの中間検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る工事中の建築物等に関する情報を遅滞なくかつ正確にセンターに提供しなければならない。
4. センターは、第1項の検査にあたり、建築物の建築基準法関係規定への適合の判断が困難である場合は、建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者、若しくは占有者、建築主、設計者、工事監理者もしくは工事施工者に対して、建築物の敷地、構造、建築設備もしくは用途又は建築物に関する工事の計画もしくは施工の状況に関する報告を求めることができる。
5. 建築主は、中間検査の前に中間検査申込取り下げ届をセンターに提出した場合は、センターは第1項にかかわらず検査を中止し、提出された中間検査申込関係書類を建築主に返却する。この場合手数料は返還しない。
6. 建築主は、センターに対してセンターが規定する手数料を支払う。
7. この契約書は、2通作成し当事者記名押印の上、各自各1通を所持する。

平成 年 月 日

建築主住所

氏名

印

仙台市青葉区木町通一丁目4番15号

株式会社 仙台都市整備センター

代表取締役

津田 徳郎

印